

日本乗馬少年団連盟技能認定規程

昭和 45 年 2 月 12 日制定

昭和 52 年 5 月 11 日改正

平成 23 年 6 月 1 日改正

(目 的)

第 1 条 日本乗馬少年団連盟（以下「連盟」という。）は、団員の技能の向上をはかり、もって、連盟の健全な発展に資するため、この規程の定めるところにより、技能認定を行う。

(認定の種類)

第 2 条 技能認定の種類は、初級及び中級の 2 種類とする。

(認定試験及び受講希望者の研修会)

第 3 条 前条による認定を受けようとする者は、連盟が主催し、又は認定した研修会（3 日以上）を受講したうえで、連盟が指定した日時に認定試験を受けるものとする。

2 各地区の責任者が研修会兼認定試験を開催しようとする場合は、研修会開始の 1 ヶ月前までに、別紙 1 により会長に申請し、承認を受けるものとする。

(受験条件)

第 4 条 認定試験を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 初級は、当該年度内に満 10 歳以上の者

(2) 中級は、当該年度内に満 12 歳以上の者で、初級の技能認定（団員で、全日本高等学校馬術連盟騎乗者認定試験 H C 級合格者を含む。）を有し、かつ、乗馬歴 2 年以上の者

(実施方法)

第 5 条 認定試験は、次の各項目について、判定の方法により実施する。

(1) 初 級

(イ) 実技(別紙 2 による初級技能認定試験馬場馬術採点表)

(ロ) 筆記(馬事に関する基礎知識)

(ハ) 飼養管理に関する実務

(ニ) 生活態度

(2) 中 級

(イ) 実技(別紙 3 による中級技能認定試験採点表)

(ロ) 筆記(馬学概論及び初歩の乗馬理論)

(審 査)

第6条 前条に定める認定試験は、学識経験を有する者又は日本馬術連盟公認の審判員のうちから会長が委嘱した審査員が行う。ただし、実技の審査は、日本馬術連盟公認の審判員である審査員（3名（初級にあつては、2名）以上）が行う。

(判定基準)

第7条 判定は、第5条に掲げる各項目について、それぞれ採点をして行う。

- 2 前項による判定は、採点の結果、各項目の得点がそれぞれ50%以上であり、かつ、これ等の合計得点が総合計点の60%以上であることを基準とする。

(認 定)

第8条 認定は、審査員が採点の結果を速やかに会長に報告し、会長は、その報告をもとにして認定を行う。

(認定書等)

第9条 前条により認定された者には、別紙4による認定書及び徽章を交付する。

(義 務)

第10条 前条により認定書及び徽章を交付された者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徽章は、乗馬練習時常に見易いところに着用すること。
- (2) 常に他の団員の指導に心がけ、その模範となる行動及び態度をとること。
- (3) 技能及び知識の練磨に一層の努力をすること。

附 則

1. この規程は、昭和52年5月11日から実施する。
2. この規程実施の際、改正前の規定による認定試験に合格している者については、改正後の規定による初級認定試験に合格した者とみなす。
3. この規程は、平成23年6月1日から実施する。

令和 年 月 日

日本乗馬少年団連盟

会 長 木村 スガ子 殿

少年団名 _____

代 表 者 _____

令和____年度____乗馬スポーツ少年団
____級研修会兼技能認定の実施について（申請）

このことについて、下記のとおり研修会兼技能認定試験を実施したいので、関係書類を添付して、申請します。

記

1. 研修会の名称 _____乗馬スポーツ少年団____級研修会兼技能認定試験

2. 主 催 _____乗馬スポーツ少年団

3. 実施場所 _____
〒 _____

4. 日 程 _____令和 年 月 日()～ 月 日()

5. 添付書類
- (1) 実施要項
 - (2) 研修受講者名簿（未確定の場合は「募集中」と記載）
 - (3) 研修課目実施日・タイムテーブル
※学科、術科の内容はもちろん、起床・就寝・食事・ミーティング及び映画等すべてを記入
 - (4) 講師氏名
 - (5) 実技審査員氏名

令和 年 月 日

日本乗馬少年団連盟

会 長 木村 スガ子 殿

少年団名 _____

代 表 者 _____

令和____年度____乗馬スポーツ少年団
____級研修会兼技能認定の判定結果報告について（報告）

令和 年 月 日付けで承認のあったこのことについて、判定結果を別紙のとおり
報告します。

記

1. 実 施 日 _____令和 年 月 日 ~ _____令和 年 月 日

2. 受 験 生 _____名

3. 実 施 場 所 _____
〒 _____

4. 審 査 員 _____（資格 _____）

_____（資格 _____）

_____（資格 _____）

5. 添 付 書 類 技能認定試験判定結果報告書